

令和 6 年度

教職課程

自己点検・評価報告書

杏林大学

令和 7 年 3 月

杏林大学 教職課程認定学部・学科（免許校種・免許教科）一覧

学部	学科（専攻）	取得可能な教員免許状・教科
保健学部	健康福祉学科	中学校教諭一種免許状（保健）
		高等学校教諭一種免許状（保健）
		養護教諭一種免許状
保健学部	看護学科 看護養護教育学専攻	養護教諭一種免許状
総合政策学部	総合政策学科	中学校教諭一種免許状（社会）
		高等学校教諭一種免許状（公民）
総合政策学部	企業経営学科	中学校教諭一種免許状（社会）
		高等学校教諭一種免許状（公民）
外国語学部	英語学科	中学校教諭一種免許状（英語）
		高等学校教諭一種免許状（英語）
大学院	保健学研究科	養護教諭専修免許状

令和6年度自己点検・評価報告書について

令和5年度の自己点検・評価報告書は、文章形式での作成初年度であったため、当該年度に実施した内容を中心に作成した。通常、自己点検・評価報告書は前年度の実施内容を翌年度に報告するものであるため、令和6年度の報告書は、令和5年度の報告書に含めなかった変更点のみを記載することとした。次年度以降は、本来の形式に則り、前年度の点検・評価項目に基づく報告書を作成する方針とする。

大学としての全体評価

杏林大学は、建学の精神である「真善美の探究」に基づく調和の取れた人間性を涵養しながら、次のような教員の養成を目的としてきた。すなわち、教育者としての使命感と広い視野を持って諸分野の人々とともに教育課題に真摯に向き合い、児童生徒の個々の人間性を尊重し、その多様な能力を高め導くことができる教員の養成である。

この目的を十全に遂行するために、本学教職課程は、各学部・研究科の関係教職員で構成される教職課程委員会を核とし、教員免許取得可能な学部・学科内の組織と連携をしながら、協働的に運営されている。教職課程委員会では、教員と教務課職員が業務ごとにチームを組むなどして、教育内容やカリキュラムの検討、学生への学修支援やキャリア支援、各種規程の作成、教員の教育や研究への支援など、教職課程に関わる事業全般を推進している。

また、キャンパス周辺の自治体の教育委員会と大学との協定を活用し、学校体験活動として学生を学校へ派遣したり、教職実践演習や教育実習事前指導に現職教員を招聘したりするなど地域との連携を深め、その協力を得ながら現場の教育課題に対応する力を備えた教員の養成に努めている。以上の成果として令和5年度は教員免許取得者総数97名中29名（令和6年5月時点、確定数）が、卒業時に教職に就いている。令和6年度は同93名中8名（令和6年12月時点）が卒業時に教職に就く予定となっており、現在更新中である。

次に、本学教職課程の特色を述べる。保健学部では、医学・医療系の大学として出発した経緯を活かし、保健学、看護、社会福祉等の科目の学習を通して、多様性を尊重し、子どもの心身の健康の保持増進と福祉に貢献できることを強みとした養護教諭の養成を行っている。また総合政策学部では、政治・経済・法律・国際関係・福祉政策・経営・会計といった広範に及ぶ社会科学系の科目を学習することで、幅広い見識に裏打ちされた教育の遂行を強みとする社会科及び公民科の教員を、外国語学部では、大学での授業やネイティブスピーカーが常駐する英語サロンでの英語学習のみならず、学部が積極的に推進している留学を通して異文化との相互理解・共存ができる力と人間性を獲得し、それをもって教育が遂行できることを強みとする英語科の教員を養成している。本学の特徴としては、3学部の学生が共通履修する科目において、以上のように専門性の大きく異なった学生同士が協働で教育課題に真摯に向き合うことを通じて、互いの良さや専門性を尊重したコミュニケーションができる教員の養成が可能となっている点が挙げられよう。

最後に、今回の自己点検・評価を通じて教職員間で本学教職課程の課題として共有されたのは、以下の点である。第一に多様化する子どもが抱える現代的課題に対応できる教員

を養成するために教育の質と内容のいっそうの改善が必要であること、第二にその改善に向けて本学が育成を目指す教師像とポリシーを整理するとともに、それを学生の自己評価基準項目と対応させる必要があること、第三に本学教職課程の特色や強みをあらためて認識し、それに基づいて学生に教職の魅力ややりがいを積極的に発信する姿勢が必要であることである。

これらの課題に取り組むための第一歩として令和5年度は、長らく踏襲してきた「杏林大学が目指す理想の教員像」と「教職課程3つのポリシー」の全面的な改定を行った。今後は、改定された内容に則って、よりよい教員養成を成し遂げていくことが期待される。

杏林大学

教職課程委員長 齋藤 智志

目次

I	教職課程の現況及び特色	1
II	基準領域ごとの教職課程自己点検・評価	3
	基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な 取り組み	3
	基準領域 2 学生の確保・育成・キャリア支援	8
	基準領域 3 適切な教職課程カリキュラム	13
III	総合評価（全体を通じた自己評価）	18
IV	「教職課程自己点検・評価報告書」作成プロセス	20
V	現況基礎データ一覧	23

I 教職課程の現況及び特色

1 現況

(1) 大学名：杏林大学

(2) 学部名：医学部 保健学部 総合政策学部 外国語学部

大学院：医学研究科 保健学研究科 国際協力研究科

(3) 所在地：東京都三鷹市新川 6－20－2（三鷹キャンパス）

東京都三鷹市下連雀 5－4－1（井の頭キャンパス）

東京都八王子市宮下町 476（八王子キャンパス）

(4) 学生数及び教員数

（令和 6 年 5 月 1 日現在）

学生数：	医学部	教職課程履修 0 名／学部全体 729 名
	保健学部	教職課程履修 386 名／学部全体 3,063 名
	総合政策学部	教職課程履修 23 名／学部全体 985 名
	外国語学部	教職課程履修 70 名／学部全体 1,002 名
	医学研究科	教職課程履修 0 名／研究科全体 47 名
	保健学研究科	教職課程履修 0 名／研究科全体 95 名
	国際協力研究科	教職課程履修 0 名／研究科全体 34 名

教員数：	医学部	教職課程科目担当（教職・教科とも）0 名／ 学部全体 571 名
	保健学部	教職課程科目担当（教職・教科とも）60 名／ 学部全体 274 名
	総合政策学部	教職課程科目担当（教職・教科とも）35 名／ 学部全体 58 名
	外国語学部	教職課程科目担当（教職・教科とも）16 名／ 学部全体 66 名

2 特色

本学では、保健学研究科、保健学部（看護学科看護養護教育学専攻、健康福祉学科）、総合政策学部（総合政策学科、企業経営学科）、外国語学部（英語学科）の1研究科、3学部5学科が教職課程を設置している。令和5年度の教職課程の履修者数は471名であり、これは教職課程を設置している学部の学生の約9.3%である。

保健学部看護学科看護養護教育学専攻では、教職課程の履修が必須であり、全ての学生が教職課程を履修している。保健学部健康福祉学科には、社会福祉士課程、精神保健福祉士課程、養護教諭を目指す教職課程の3つの課程があり、学科の約65%の学生が教職課程を履修している。総合政策学部と外国語学部では、教職課程の履修割合は約4%である。

教職課程履修者のうち、保健学部看護学科看護養護教育学専攻の学生は養護教諭を、健康福祉学科の学生は主に養護教諭を目指し、若干名の学生が保健科の教諭も併せて履修する。総合政策学部と外国語学部の学生は、それぞれ社会科・公民科、英語科の教諭を目指す。

「教育の基礎的理解に関する科目」の授業では、学部・学科合同で授業を実施しており、グループワーク等を通じて学生の視野を広げるとともに、養護教諭と保健科、社会科、公民科、英語科教諭の考え方の違いや連携・協働の方法についても理解を深めている。

Ⅱ 基準領域ごとの教職課程自己点検・評価

基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

基準項目 1－1 教職課程教育の目的・目標の共有

〔現状〕

本学教職課程は、平成 22 年度に「杏林大学教職課程が目指す教員像・到達目標」、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」を制定し、平成 23 年度入学生より適用している。この目指す教員像・到達目標および 3 ポリシーは、教職課程を設置している学部・学科の特性や免許種を踏まえて定めている。

目指す教員像・到達目標および 3 ポリシーの共有については、冊子「教職課程ガイドブック」やホームページ等を活用している。学生には、新入生ガイダンスにおいて全員に「教職課程ガイドブック」を配布し、内容を説明し、周知を促している。教員には、「教育の基礎的理解に関する科目」、「養護に関する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目」を担当する全教員に毎年「教職課程ガイドブック」を配布し、内容の確認を依頼することで共通理解を図っていると同時に、学部教員が教職科目の編成を理解する機会としている。なお、「教職課程ガイドブック」やホームページは、毎年、教職課程教員と事務職員が協働で見直し、更新している。

また、目指す教員像・到達目標および 3 ポリシーを踏まえた学生指導については、「教職履修カルテ」を教職員間の協働的な取り組みの手段として活用している。この「教職履修カルテ」とは、学生の 4 年間の学びの成果を集積する電子システムであり、教職課程教員と学部教員の両者がその記載内容を教職課程教育の目標やポリシーに対応させながら共有し、協働的な学生指導に役立てている。

組織運営は、教職課程委員として委嘱された各学部の教務部長および各学科の専任教員で構成された教職課程委員会が行っている。教務部長を除く学科の教職課程委員は定例の教職課程委員会を毎月実施し、協議や情報共有を行っている。同時に、学部の教育課程と

の連携のため教授会・専任者会議、学科会議で恒常的に情報の共有を行い、学部・学科と教職課程の連携に努めている。

〔優れた取組〕

教職履修カルテを協働的な取り組みの手段として有効に活用している点と、カルテの内容を改善・充実させている点である。

協働的な取り組みとしては、4 年生で行われる教職課程最後の「教職実践演習」で、カルテに集積された学習履歴に基づき授業を行う。そこでの総仕上げを効果的に行うために、教職課程の教員だけではなく学部教員もカルテの内容を把握し、両者が協働で学生指導に当たる必要がある。そのため、各学期の学習状況の成果と反省、必要な能力の成長度の自己評価、次学期に向けての目標等に対して、初めに教科担当教員と各学生の担任ないしアドバイザーの学部教員がコメントを記入し、それを教職課程教員が確認する。必要があれば関係教員が協働しながら手厚い学生指導につなげている。こうした取り組みによって、教職課程教員以外の教員にも、自分も教員養成に携わっているのだという意識を醸成できしており、多角的な学生情報の共有は結果的に教職以外の学習・進路指導にも役立っている。

また、カルテの内容改善・充実を図る点については以下のとおりである。本学の教職履修カルテは紙によるカルテからスタートし、平成 25 年度に Web へ移行した。その後、継続的に内容の改善を図るとともに、学生の自己確認のために免許取得に必要な科目履修状況一覧表を追加し、学生が理解しやすいように「必要な資質能力についての自己評価」の項目の文章を変更するなどを行った。他にも、求められる能力が異なる教諭（保健科、社会科、公民科、英語科）と養護教諭とを別立にすることで、卒業時到達目標を分かりやすく提示した。加えて養護教諭については、現職養護教諭のための育成指標に関連付けて項目名を一部「養護実践」に改定することで専門的な職務にかかわる指標を明示した。このような教職履修カルテの改善・充実化は、カルテを介した協働的な取り組みの促進に寄与している。

〔改善の方向性・課題〕

現在の理想の教員像と 3 つのポリシーは平成 22 年に制定されたものであり、求められる能力や社会環境の変化に必ずしも対応できていない。そこで令和 5 年度には、理想の教員像と 3 つのポリシーの見直しをアクションプランの中心に据え、教諭および養護教諭に適合した理想の教員像と 3 つのポリシーの改定を行った。教職履修カルテは改定したポリシーに対応するため、内容の検討を進めている。令和 7 年度より新規履修者に適用する予定である。

＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料 1 令和 5 年度教職課程ガイドブック
- ・資料 2 教職課程ホームページ 目指す教員像・到達目標掲載ページ
- ・資料 3 令和 5 年第 7 回教職課程小委員会議事録
- ・資料 4 令和 5 年度ホームページ年間計画
- ・資料 5 教職履修カルテ「ピタゴラス」理念・ポリシー掲載状況
- ・資料 6 教職履修カルテ「ピタゴラス」学生入力内容

基準項目 1－2 教職課程に関する組織的工夫

〔現状〕

教職課程を組織的に運営するために、以下の工夫をしている。

第一に、教職課程における授業運営にあたり、実践的な教育を目指して、各学部の教務委員会や教務課職員と連携し、科目担当教員の配置を適切に行う工夫をしている。すなわち、教職課程認定基準に則り、研究者教員と実務家教員（養護教諭、英語教諭、校長経験者など）をバランス良く配置する配慮を行っている。

第二に、教職課程全体の円滑な運営を目的として、業務全体の部門分けを行っている。近年は、教員採用試験対策、教職課程年報の作成、ホームページ管理、小学校教諭免許状取得に関して提携する星槎大学への対応、介護等体験実習に向けた事前指導、学校インターンシップ、教職実践演習（教諭）、教職実践演習（養護）の八部門に編成している。また、必要に応じてワーキングチームを編成し、通常業務外の仕事にも効率的に対応している。令和 5 年度は、「自己点検・評価ワーキンググループ」を新たに編成し、自己点検・評価に係る体制を構築した。各部門には教職課程を担当する事務職員とともに、学部・学科から業務担当教員を配置し、教諭と養護教諭の養成の両方を考慮しながら役割分担を行っている。定例の委員会により運営方針を決定し、各学部の教職員間で適切な時期に情報共有を行い、突発的な問題にも柔軟に対応するよう努めている。

第三に、教員養成の状況に係る情報公開に関して、本学の公式サイト内に教職課程のホームページを開設するとともに、「杏林大学 教職課程年報」の発行を行っている。ホームページには、教員を目指す学生にとって必要な情報が適切に掲載されており、「杏林大学 教職課程年報」には、研究論文や実践報告だけでなく、実際の活動状況を示すべく、教育の実践報告や養護実習・教育実習の報告等が掲載されている。

〔優れた取組〕

教職課程の方針や運営に関する改善を図るために、自己点検・評価を組織的に実施している。このための PDCA サイクルを適切に作動させるべく、令和 4 年度には「杏林大学教職課程 内部質保証の方針」を策定し、全国私立大学教職課程協会が作成した「教職課程 自己点検・評価基準」に準拠して行われた点検・評価の結果を公表した。令和 5 年度より「自己点検・評価ワーキンググループ」を新たに編成し、自己点検・評価に係るアクションプランを策定した。計画的かつ継続的な内部評価を行う体制を構築した。

〔改善の方向性・課題〕

令和 3 年からの事務組織の変更に伴い、教職課程についても、専従職員ではなく、教職課程を置く学部の教務課員が教職課程の事務を兼務する体制へと変更となった。これにより事務職員の負担が増加しているため、それへの対応が必要な状況を踏まえ、引き続き体制の改善を要望している。

また、小学校・中学校・高校の教育現場では ICT 機器や情報のさらなる利活用能力が求められている。主な教育手法を学ぶ「ICT 活用の理論と実践」、「教育の方法・技術」、および各教科教育法の授業では、実際に ICT 機器を使った演習や模擬授業を行うなど、教育実習にも対応できるよう指導している。また、養護教諭も授業や校務で ICT を活用する必要があるため、現状や理論を説明する時間を設け、授業中のディスカッションに共有ファイルを用いた協働学習を行うなど、模擬授業や教育実習で活かせるよう指導している。しかし、学校現場での ICT 利活用が進んでおり、本学の設備や教育内容で問題ないかどうかを検討していく必要がある。

＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料 7 杏林大学教職課程委員会規程
- ・資料 8 令和 5 年度教職課程業務分担
- ・資料 9 教職課程年報 第 11 号

- ・資料 10 令和 5 年度教員組織、教員数及び業績等
- ・資料 11 杏林大学教職課程内部質保証の方針

基準領域 2 学生の確保・育成・キャリア支援

基準項目 2-1 教職を担うべき適切な学生の確保・育成

〔現状〕

本学の教職課程は学部・学科により教職課程の履修方法や条件が異なっており、現状は以下の通りである。

- ・保健学部看護学科看護養護教育学専攻：全員必修
- ・保健学部健康福祉学科：希望者のみ履修
- ・総合政策学部総合政策学科：希望者のみ履修
- ・外国語学部英語学科：希望者のみ履修

教職課程履修者は毎年全学部総計 120～130 名程度である。履修者の確保のために、本学入学前から教職を志望する学生には、ホームページ、オープンキャンパス、「入学試験 杏林大学大学院保健学研究科学生募集要項」等で、教職課程に関する情報を提供している。また、目指す理想の教員像、達成すべき到達目標やカリキュラム及び実習派遣要件を定め、「教職課程ガイドブック」に記載し、教職課程の履修を希望する学生に配布している。加えて、学部学科毎に行われる新入生ガイダンスの際に教職課程を置く学科の 1 年生全員に告知をして教職課程ガイダンスへと誘導している。説明会では、丁寧に説明を行い、履修者の増加に努めている。教職課程への登録と履修は学生が上記の内容に同意した上で行われている。なお、教職課程の登録人数には制限を設けていない。

実際の教育開始後は、「教職履修カルテ」を活用し、学生は教職課程の各授業で学習した内容等とともに、学期ごとの目標、目標達成度・振り返り等の記入、さらには「必要な資質能力についての自己評価」を行っている。そのようなステップを経て、学生自身で教職課程の学習進度を確認し、次なる学習課題を見出すよう促している。教職課程委員と各学科の教員は、分担して「教職履修カルテ」をチェックしコメントを入力し、学生の振り返りに対するフィードバックを行っている。必要に応じて個別面談を行い、各学生の適性や資質に応じた履修指導を実施している。

〔優れた取組〕

学生は、「教職履修カルテ」を活用して、ディプロマ・ポリシー（学習目標）の内容を折にふれて確認することができる。4 年次後期開講の「教職実践演習」の受講要件として、本カルテの完全記載を求めている。学生は本カルテ記載を通じて、学習成果の省察を深め、さらなる学習課題を見出す取り組みの中で自己研鑽力を形成している。

〔改善の方向性・課題〕

教職を担う意識の高い学生を確保するために、各学部・学科において取得可能な教員免許の内容、各教員免許状取得に必要な学習内容や条件等を受験生に周知するための、より有効な入試広報のあり方を検討することが課題である。

保健学部看護学科看護養護教育学専攻は、養護教諭免許取得を卒業時必修要件にしており、教職課程の辞退ができない。若干名ではあるが脱落してしまう学生がいるため、入学前に、大学ホームページやオープンキャンパスでの学科別説明会にて、看護師と養護教諭をダブルライセンスとする統合カリキュラムの特徴を受験生やその保護者に周知し、引き続き適切な対応を継続する必要がある。

総合政策学部や外国語学部は、教職履修者の増加を目指し履修者の確保に関する方策を検討してく。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料 1 令和 5 年度教職課程ガイドブック
- ・資料 6 教職履修カルテ「ピタゴラス」学生入力内容
- ・資料 12 杏林大学教職課程ホームページ
- ・資料 13 令和 5 年度実施 保健学研究科募集要項（保健学・看護学）
- ・資料 14 令和 5 年度学部別新規履修ガイダンス資料

基準項目 2－2 教職へのキャリア支援

〔現状〕

現在、本学の教職課程登録者は毎年 120～130 名である。それに対して、最終的に教員免許を取得する学生は 90～100 名程度である。すなわち 1 年次の教職課程履修者のうち、4 年次に教員免許状を取得できた割合は令和 5 年度では 76.6%に留まっている。

教職へのキャリア支援として、以下の支援を行っている。

第一に、教員採用試験対策の実施が挙げられる。教職課程の授業外で、教員採用試験ガイダンスを 1 年次後期に 1 回開催するとともに、2～4 年の学年別に前・後期に各 15 回、4 年次の夏期に 4 日間の講座を開催している。講座は教職に対する関心を維持・向上させ、教職就職への意欲につなげられるように、段階的に各種プログラムを配置している。年間受講者数は、令和 4 年度は延べ 192 名、令和 5 年度は延べ 214 名であった。なお、受講者は保健学部生に偏る傾向が見られた。

第二に、学校体験活動（本学名称：学校インターンシップ）の実施が挙げられる。三鷹市・武蔵野市・羽村市の小中学校に学生を派遣し、教諭や養護教諭の指導のもとで学校現場を体験し、学習する活動である。大学の担当教員は月 1 回の頻度で学生から活動報告を受け、学生の学びを支援している。低学年での活動では学生自らが適性を確認し、教職課程の履修や教職就職への動機付けと意欲の向上につなげる機会に、高学年での活動では就職後の教員としてのスキルを磨く機会にしている。現在、本活動には保健学部の 1～3 年生が毎年、50 名前後参加している。外国語学部では教職就職が決定した 4 年次後期に参加可能になっているが、近年、参加者はいない状況である。

第三に、キャリア支援の一環として、平成 27 年度より通信制大学の星槎大学との協定により、副免許として①小学校教諭 1 種・2 種免許、②特別支援学校教諭 1 種・2 種免許、③幼稚園教諭 1 種・2 種免許、④高等学校（地理歴史）1 種免許（総合政策学部対象）、⑤中高保健体育教諭 1 種免許（保健学部対象）が取得可能となっている。教員としての就職に意欲的な学生の進路選択の幅を広げる一助となっている。令和 5 年度の登録学生数は、14

名（保健学部 6 名、外国語学部 2 名、総合政策学部 6 名）である。

加えて、学生の自主的な学習を支援するため、図書館や教職課程演習室に教職に関わる書籍、教員採用に関する情報誌や自治体の問題集等を置き、情報を常時利用・入手しやすい環境を整えている。

〔優れた取組〕

本学のキャリア支援の特色は、教職への関心を保ち、教員免許取得、教職就職への意欲の継続・向上に導くため、低学年から教員採用試験対策を実施していることである。各プログラムを段階的に配置し、学校教育の動向や教員像に対する理解を深め、教員採用試験の準備につなげている。1 年次には教員採用試験ガイダンス、2 年次前期には特別講義科目における教職のキャリアデザインの検討などの導入プログラムを配置し、2 年次後期から教員採用試験対策の「ベーシック」、3 年次では「アドバンス」、4 年次が「採用試験直前」プログラムとなっている。

また、各プログラムでは、身近なロールモデルから学ぶ機会を提供している。1 年次の教員採用試験ガイダンスや 2、3 年次を対象とした「先輩から学ぶ会」において、当該年度に受験した 4 年次の学生から、教職への意欲を維持する工夫や教職就職への準備等の体験について話を聞く機会を設けている。このように、低学年から教職就職のイメージを具体化し、その準備を後押しすることを通して、学生の教職課程履修の意欲を維持・向上できるように努めている。

〔改善の方向性・課題〕

教職へのキャリア支援では、教員になるための適性と能力の質を担保しつつ、4 年次までの教職履修の継続者数を増やすことが課題である。保健学部看護学科看護養護教育学専攻、健康福祉学科の学生は履修者の免許取得率が高いが、総合政策学部と外国語学部の学生は 4 年次まで教職課程を継続し教員免許状の取得に至る履修者の割合が高いとは言えない。免許の取得率にかかわらず、どの学部・学科にも、教職課程の実習要件を克服できな

い学生、各学科の専門科目の学習との両立や教職関係科目の単位修得に問題を抱え、教職課程の履修継続が困難になる学生が少なからず存在する。このような学生を早期に見出し、履修指導につなげていく方法を確立するとともに、特に総合政策学部や外国語学部では、教職課程を継続する意欲を持続させるための具体的な手立てをさらに検討していく。

<根拠となる資料・データ等>

- ・ 資料 15 学科別教職課程履修者 4 年次免許取得率
- ・ 資料 16 令和 5 年度採用試験ガイダンス
- ・ 資料 17 令和 5 年度教員採用試験対策（年間計画）
- ・ 資料 18 令和 5 年度公立学校採用試験結果
- ・ 資料 19 令和 5 年度先輩から学ぶ会
- ・ 資料 20 令和 5 年度学校インターンシップ（年間計画）

基準領域 3 適切な教職課程カリキュラム

基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施

〔現状〕

教育の基礎的理解に関する科目等は「教職課程コア・カリキュラム」に対応した教育内容を設置している。教科教育・養護に関する科目は、教職課程のカリキュラム・ポリシーならびに各学部の特性を踏まえて編成されている。学部毎の取り組みは以下の通りである。

・保健学部

養護教諭の主たる専門的職務を、現場の課題に即して実践的に学習できるように、養護に関する科目を系統的に配置している。学科では教職課程を踏まえたカリキュラムマップを作成しており、医学系、保健学系、福祉系、看護系の科目のうち、健康づくり（ヘルスプロモーション）にかかわる科目を「養護に関する科目」に該当させ、学科の特色を生かした教職課程のカリキュラムを提供している。

・総合政策学部

政治・経済・法律・国際関係・福祉・経済・経営の7分野から教科に関わる科目を配置して、社会科学全般を多角的に学習できるように運用している。

・外国語学部

「中・高等学校教員養成課程外国語（英語）コア・カリキュラム」に準拠し、英語科の指導法、英語コミュニケーション、英語学、英語文学、異文化理解からなる「英語科に関する専門的事項」及び、教養を養成する科目を配置するとともに、これらの科目間の関連を明確にしつつ運用している。

〔優れた取組〕

総合的な学習の時間の指導法、特別講義、教職実践演習（教諭・養護教諭）、介護等体験実習事前指導では、学部・学科を超えた班を編成し、学生同士が協力して学び合う協働学習を実施している。協働学習を通じて、学部・学科における専門性による見解の相違、教科担任や学級担任としての視点と養護教諭としての視点の相違を知ることが可能である。また、多角的に教育課題を検討することで、学校現場での連携・協力の仕方についても理解を深める機会となっている。

〔改善の方向性・課題〕

教職課程を履修している学生は「教職課程ガイドブック」に示されている履修モデルにしたがって、教員免許状取得に必要な科目を計画的に履修し、実習派遣条件の達成や単位修得を行うことが求められている。しかしながら、実習派遣条件を達成できない学生がいることから、アドバイザー教員による支援や個別対応を行う機会を設け、学習方法や十分な学習時間の確保について指導を継続している。

また、総合政策学部、外国語学部は教職課程の辞退者が少なくないことから、辞退理由を分析すると共に、学生の実態と教職課程カリキュラムの相互の関係を改めて点検する必要がある。保健学部は、進路選択の一助となることを意図して令和5年度に実習派遣要件を見直し、要件に満たなかった学生には履修状況を振り返る個別面談を行っているが、その妥当性を点検する必要がある。

＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料 1 令和5年度教職課程ガイドブック
- ・資料 21 令和5年度シラバス／総合的な学習の時間の指導法
- ・資料 22 令和5年度シラバス／特別講義Ⅱ
- ・資料 23 令和5年度シラバス／教職実践演習（中・高）
- ・資料 24 令和5年度シラバス／教職実践演習（養護教諭）

基準項目 3－2 実践的指導力育成と地域との連携

〔現状〕

本学では、三鷹市・武蔵野市・羽村市との協定のもとに、市町村教育委員会と教職課程委員会が連携して教職課程の事業を進める体制を整え、教諭及び養護教諭としての実践的指導力を育成する機会を設定している。具体的には、4 年次後期に開講される「教職実践演習」において、現職教員を招聘する試みを平成 25 年度より行っている。校長、主幹教諭、主任教諭、養護教諭などの現職教員との協働で現場の課題を取り上げる演習は、学生から肯定的な評価を得ている。学校インターンシップ事業における学校体験活動は平成 28 年度より継続して実施している。

免許種ごと、学部ごとの取り組みは以下の通りである。

・養護教諭免許（保健学部）

養護に関する科目の授業では、場面指導、模擬授業、実技演習を取り入れることで養護実践力の段階的な育成を図っている。「教職実践演習」では、現職校長および養護教諭と協働で、現場の健康課題を実際に取り上げた事例検討、課題解決学習、ロールプレイング、グループワーク、模擬ケース会議を取り入れた演習を行い、養護実践力の向上を図る機会を提供し、課題ワークシートで成果を確認している。また、学校インターンシップをボランティア活動に位置付け、低学年から早期現場体験型の学習機会を提供する体制を整えている。その活動報告会を例年 12 月に開催し、学生同士の振り返りを通じて実践力の定着を図る体制を整えている（なお、協力自治体の関係者にもこの報告会への参加を案内している）。その成果と課題は報告書にまとめて各市教育委員会と共有し、次年度の改善につなげるとともに、「杏林大学 教職課程年報」にも掲載している。この他、保健学部教職課程運営委員会では、杏林大学学校保健実践研究会を毎年 1 回開催し、卒業生と在校生及び近隣地域の養護教諭が交流し、研鑽する機会を提供している。

・教諭免許（外国語学部、総合政策学部、保健学部）

各教科の教科教育法ならびに教科指導法の授業では、教育内容・方法の共通化と教材の共有化を目的とし、グループで学習指導案、スライド、プリント教材等を作成するとともに、模擬授業の実演や学生による相互評価を実施している。「道德教育指導論」(2年次)、教育実習Ⅰ(事前指導、3年次)、教職実践演習(4年次)では、学年ごとに①学習指導案と教材の作成、②それに基づいた模擬授業、③模擬授業の相互評価を行い、継続的な実践的指導力育成に取り組んでいる。また、介護等体験事前指導も学生がグループごとに授業をし合うことで、指導力育成の機会としている。さらに、教育実習の事前指導において現場教員を招き、実践的指導力を担保する機会を提供している。学校インターンシップについては、総合政策学部は参加を検討中である。外国語学部については、学校インターンシップをボランティア活動に位置付けて、4年次の学生を対象に、採用予定を目指す学生への職業体験型学習機会の提供及び、事前・事後指導の体制を整えている。

〔優れた取組〕

学校インターンシップは、教諭および養護教諭を対象とした本学教職課程の事業として、教職課程委員で編成する学校インターンシップワーキングチームが主体となって運営しているが、各学部・学科のカリキュラムやボランティア活動に位置付けることで活動の継続性を担保している。また、学校インターンシップワーキングチームは、活動の方針や内容・方法を計画し、教育委員会担当主事との年1回の協議を通じて、活動の実施・評価・改善を図っている。参加学生の自己評価や満足度は高く、実践力向上への意欲や学習の動機付けとなっている。

また保健学部では、卒業後教育の一環として杏林大学学校保健実践研究会を年1回開催している。プログラムには、外部講師を招き、現場での実践に即した講演を行うとともに、卒業生の現職養護教諭による実践報告を企画し、参加者同士が意見交換を行い、研鑽する機会を提供している。現職養護教諭や養護教諭志望の卒業生、近隣学校の養護教諭、在校生の交流を促す場を設けて、互いに悩みや困難さを解消し、働き方などを学び、将来を展

望する機会にもなっている。

〔改善の方向性・課題〕

学校インターンシップ事業は、学生にとって、学校現場体験ができ、教職に対する職業意識の形成につながる機会となっている。しかし、将来に役立つ実践的指導力を育成するためには、児童生徒と適切なコミュニケーションを図り、良好な関係を築いて、児童生徒の人間形成にかかわる経験を積み上げる必要がある。そのために必要な支援の方策をさらに検討していく。また、英語学科は学校インターンシップ参加者数ゼロが続いているので、この点の改善策が検討課題である。

<根拠となる資料・データ等>

- ・ 資料 25 令和 5 年度介護等体験事前指導プラン
- ・ 資料 26 令和 5 年度教職実践演習（中・高）授業計画
- ・ 資料 27 令和 5 年度教職実践演習（養護教諭）授業計画
- ・ 資料 28 第 21 回杏林大学学校保健実践研究会

Ⅲ．総合評価（全体を通じた自己評価）

本学教職課程は、令和4年度より開始した自己点検・評価にあたり「杏林大学教職課程内部質保証の方針」を策定するとともに、PDCAサイクルに則った内部質保証の手順も定め、恒常的な改善を図る体制を整えた。

令和4年度は、前年度までの教職課程運営全般の点検を行い、問題点の洗い出しに着手した。その過程で、多様化する子どもの教育課題に対応できる教員を養成するためには、教育の質の担保が必要であること、養護教諭と社会科・英語科教諭を養成している本学の特色や強みを明確化する必要性、「杏林大学が目指す理想の教員像」および「教職課程の3ポリシー」を履修カルテにおける学生の自己評価基準項目に対応させ、学生が自身の資質・能力を振り返る観点として使用できるようにすることなどの重要性が教職員間で共有された。

以上の結果を踏まえ、令和5年度は、今後の改善を進めるにあたって、まずはその基本方針となる「理想の教員像」と「3ポリシー」の見直しが必須であるとの結論に至り、上記の諸点を念頭に置きながらアクションプランを作成し、その改定に取り組んだ。この改定作業を通して本学教職課程の教育内容を全般的かつ客観的に評価・反省する機会が得られ、その成果として「理想の教員像」と「3ポリシー」は大幅に修正され、今後の改善の基本方針にふさわしいものとなった。さらに上記の諸点を織り込んだこの改定版は、入学者にとっても学習の動機付けに益することが期待される。

次に、学部ごとの評価を述べる。保健学部は、教員採用試験の合格者数が良好に推移し安定的に養護教諭を輩出していることから、養護に関する科目における養護実践力の段階的な育成、学校体験活動を通じた学びの機会の提供や、在校生と卒業生（現職養護教諭）との交流を通じた学び合いといった、学部の特長を活かしたカリキュラムの方向性は妥当なものであると評価できる。総合政策学部は、教員免許状を取得しても民間企業への就職を選択する学生が多数であり、教員採用試験の受験者自体が少ないのが現状である。したがって、カリキュラムの効果を十分に測定するには至っていない。外国語学部は、教員免許状を取得した学生で教員採用試験を受験する者の数は多くはないものの、受験した

学生からはコンスタントに合格者を出しており、本学部が提供する「中・高等学校教員養成課程外国語（英語）コア・カリキュラム」に関する科目は効果的であると評価できる。

次年度は、本報告書に基づき次のアクションプランを策定し、改善に取り組んでいく。カリキュラムのさらなる改善、教職課程組織の強化、教職教育に特化した教育環境の整備、教員採用試験制度の変更に対応した就職支援、教職履修学生の増加策などが継続的に取り組むプランとして考えられる。

IV 「教職課程自己点検・評価報告書」作成プロセス

【概要】

教職課程委員会において前年の自己点検評価の結果を踏まえ年間計画を作成した。令和5年度は教職課程の理念・目的およびポリシーの改定が計画、実施された。理念・目的、ポリシーの改定案の作成及び報告書の作成は教職課程委員会に自己点検評価ワーキングチームを置き原案をまとめた。教職課程委員会において理念・目的、ポリシーの改定案の審議がなされるとともに、報告書に基づき点検・評価を実施し、改善の方向性を審議検討し最終案を作成した。課程認定を置く学部の教授会において最終案を審議し、最終的に学部長会議に諮って承認された。

【詳細】

令和3年9月 教職課程委員会を開催し、教職課程自己点検・評価の趣旨を共有し、国のガイドラインを踏まえ、学部学科で評価項目についての検討を開始した。

令和3年12月 教職課程委員会を開催し、学部学科での検討した内容を集約し、教職課程自己点検・評価を令和4年度から実施することを決定した。

令和4年2月 学長に教職課程自己点検・評価の実施を報告し、大学として実施することを正式に決定した。

令和4年4月 教職課程委員会を開催し、国のガイドラインを踏まえた全国私立大学教職課程協議会が作成した基準を参照することを決定し、各学部の運営を担う教職課程委員長・副委員長（3役）を中心に、執筆依頼が行われた。

令和4年7月 各学部の教務委員会、教授会において、教職課程自己点検・評価の開始や趣旨を報告し、認識を共有した。

令和4年8月 各学部学科における関係各所の協力を得て教職課程自己点検・評価を行い、各学部学科単位で報告書の第一案を作成した。

令和4年9月～11月 3役会議を複数回開催し、教各学部等の点検内容を集約し、教職課程自己点検・評価（令和4年度実績）報告書の内容案を検討し、最終案を作成した。

令和4年12月 「教職課程自己点検・評価報告書」の最終案を学長に報告し、学長のリーダーシップのもとに、大学の質保証に準拠した「杏林大学教職課程 内部質保証の方針（案）」と「手続きイメージ図」を作成した。

令和5年1月 各学部教務委員会、教授会等において、「杏林大学教職課程 内部質保証の方針（案）」と「杏林大学 教職課程点検・評価計画（令和4年度）（案）」および「教職課程自己点検・評価報告書（案）」を報告し、趣旨を共有した。

令和5年2月 杏林大学学部長会議において、「杏林大学教職課程 内部質保証の方針」および「杏林大学 教職課程自己点検・評価報告書」の最終案が承認され、完成した。

令和5年3月 令和4年度「杏林大学 教職課程自己点検・評価報告書」を本学教職課程ホームページに公開した。

令和5年4月 教職課程委員会が開催され、令和5年度より自己点検・評価ワーキングチームが常置セクションとして新たに置かれた。

令和5年6月 自己点検・評価会議を開催し、令和4年度の取り組み、現状と課題を整理し、令和5年度のアクションプランとして、ポリシーの見直しに着手することを決め、報告書の外部評価について検討した。

令和5年6月 自己点検・評価会議が開催され、ポリシーの見直しに関わる大学全体としての標準スケジュールや作業工程を確認し、杏林大学教職課程が目指す理想の教員像およびポリシー案の作成を開始した。

令和5年7月 自己点検・評価会議が複数回開催され、杏林大学教職課程が目指す理想の教員像およびポリシー案について、意見交換を行い、杏林大学教職課程の特長を確認し、案全体の整合性を図り、最終案を作成した。

令和5年7月 教職課程委員会が開催され、杏林大学教職課程が目指す理想の教員像およびポリシーの変更案を協議し、最終案が承認された。

令和5年8月 各学部の教務委員会、教授会において、杏林大学教職課程が目指す理想の教員像およびポリシーの改定の趣旨を報告し、認識を共有した。

令和5年9月 学長にポリシー改定案について説明し、学長からのコメントを踏まえ、その後、ポリシー改定案の修正を行った。

令和5年10月 自己点検・評価会議を開催し、外部評価の実施のために、全国私立大学教職課程協議会に提出する報告書の作成を開始した。

令和5年11月 自己点検・評価会議を数回開催し、「教職課程自己点検・評価報告書」の最終案を作成し、内容の確認、調整を実施した。

令和6年 4月 杏林大学学部長会議において、「杏林大学教職課程 内部質保証の方針」および「杏林大学 教職課程自己点検・評価報告書」の最終案が承認され、完成した。

V 現況基礎データ一覧

令和6年5月1日現在

法人名 学校法人 杏林学園					
大学・学部名 杏林大学・保健学研究科					
学科・コース名（必要な場合） 博士前期課程					
1 卒業者数、教員免許状取得者数、教員就職者数等					
① 前年度卒業者数				7	
② ①のうち、就職者数 (企業、公務員等を含む)				5	
③ ①のうち、教員免許状取得者の実数 (複数免許状取得者も1と数える)				0	
④ ②のうち、教職に就いた者の数 (正規採用＋臨時的任用の合計数)				0	
④のうち、正規採用者数				0	
④のうち、臨時的任用者数				0	
2 教員組織					
	教授	准教授	講師	助教	その他
教員数	—	—	—	—	—
相談員・支援員など専門職員数 0					

法人名					
学校法人 杏林学園					
大学・学部名					
杏林大学・保健学部					
学科・コース名（必要な場合）					
健康福祉学科					
1 卒業者数、教員免許状取得者数、教員就職者数等					
① 前年度卒業者数					5 0
② ①のうち、就職者数 (企業、公務員等を含む)					4 3
③ ①のうち、教員免許状取得者の実数 (複数免許状取得者も1と数える)					3 6
④ ②のうち、教職に就いた者の数 (正規採用＋臨時的任用の合計数)					2 3
④のうち、正規採用者数					7
④のうち、臨時的任用者数					1 6
2 教員組織					
	教授	准教授	講師	助教	その他
教員数	5	6	4	6	0
相談員・支援員など専門職員数 0					

法人名					
学校法人 杏林学園					
大学・学部名					
杏林大学・保健学部					
学科・コース名（必要な場合）					
看護学科看護養護教育学専攻					
1 卒業者数、教員免許状取得者数、教員就職者数等					
① 前年度卒業者数					5 0
② ①のうち、就職者数 (企業、公務員等を含む)					5 0
③ ①のうち、教員免許状取得者の実数 (複数免許状取得者も1と数える)					5 0
④ ②のうち、教職に就いた者の数 (正規採用＋臨時的任用の合計数)					5
④のうち、正規採用者数					2
④のうち、臨時的任用者数					3
2 教員組織					
	教授	准教授	講師	助教	その他
教員数	7	4	7	1 0	0
相談員・支援員など専門職員数 0					

法人名					
学校法人 杏林学園					
大学・学部名					
杏林大学・総合政策学部					
学科・コース名（必要な場合）					
総合政策学科					
1 卒業者数、教員免許状取得者数、教員就職者数等					
① 前年度卒業者数					1 5 6
② ①のうち、就職者数 (企業、公務員等を含む)					1 3 1
③ ①のうち、教員免許状取得者の実数 (複数免許状取得者も1と数える)					4
④ ②のうち、教職に就いた者の数 (正規採用＋臨時的任用の合計数)					1
④のうち、正規採用者数					1
④のうち、臨時的任用者数					0
2 教員組織					
	教授	准教授	講師	助教	その他
教員数	1 0	6	2	0	0
相談員・支援員など専門職員数 0					

法人名					
学校法人 杏林学園					
大学・学部名					
杏林大学・総合政策学部					
学科・コース名（必要な場合）					
企業経営学科					
1 卒業者数、教員免許状取得者数、教員就職者数等					
① 前年度卒業者数					8 4
② ①のうち、就職者数 (企業、公務員等を含む)					6 6
③ ①のうち、教員免許状取得者の実数 (複数免許状取得者も 1 と数える)					2
④ ②のうち、教職に就いた者の数 (正規採用＋臨時的任用の合計数)					0
④のうち、正規採用者数					0
④のうち、臨時的任用者数					0
2 教員組織					
	教授	准教授	講師	助教	その他
教員数	6	2	1	0	0
相談員・支援員など専門職員数 0					

法人名					
学校法人 杏林学園					
大学・学部名					
杏林大学・外国語学部					
学科・コース名（必要な場合）					
英語学科					
1 卒業者数、教員免許状取得者数、教員就職者数等					
① 前年度卒業者数					1 2 3
② ①のうち、就職者数 (企業、公務員等を含む)					1 0 5
③ ①のうち、教員免許状取得者の実数 (複数免許状取得者も1と数える)					4
④ ②のうち、教職に就いた者の数 (正規採用＋臨時的任用の合計数)					2
④のうち、正規採用者数					2
④のうち、臨時的任用者数					0
2 教員組織					
	教授	准教授	講師	助教	その他
教員数	9	3	5	0	0
相談員・支援員など専門職員数 0					